

# 串間市物価高騰対策生活応援商品券 取扱店募集のお知らせ

串間市では、物価高騰が続く状況において、家計への負担軽減を図るとともに、市内の経済活動を活性化させることを目的として、各世帯に商品券を配布します。つきましては、商品券の取扱店を募集しますので、ぜひお申し込みください。

## 物価高騰対策生活応援商品券 概要

◇商品券名	串間市物価高騰対策生活応援商品券
◇発送時期	令和8年3月下旬予定
◇有効期間	配布日～ <b>8月31日(月)</b>
◇配布総額	202,150,000円 (15,550セット 発行枚数 202,150枚)
◇配 布 額	1セット 13,000円 (1,000円券×13枚) 各世帯主宛に世帯人数分配布
◇換金方法	それぞれの提出期限までに、応援商品券・申請書兼請求書・回収票を一式として串間商工会議所へご提出ください。提出期限から3週間～1ヶ月以内を目途に、串間市から指定口座に商品券換金分を直接振込みます。なお、提出期限は、別添「振込スケジュール(案)」をご確認ください。
◇振込口座	振込口座は取扱店舗ごとに1口座のみ指定できます。なお、市外の金融機関の口座も指定可能です。
◇釣銭対応	商品券をご利用の際は、釣銭をお渡しすることはできません。
◇換金手数料	換金手数料はかかりません。
◇そ の 他	商品券は、たばこ、家賃・地代、前払式証票(切手・印紙・ギフト券、図書券等)、税金、公共料金にはご利用できません。

## 取扱店 募集内容

### ①申込期限 令和8年**2月16日(月)**

所定の申込用紙(別紙)に必要事項をご記入の上、FAXで送付いただきか、直接ご持参ください。申込期間を過ぎても参加・取扱いは可能ですが、**消費者に配布する「取扱店一覧表」に記載されない場合がありますので、ご注意ください。**

### ②加盟店資格 串間市に本支店を有している中小・小規模事業者

※ただし、公序良俗に反する営業を行う事業者は除きます。

### ③その他 取扱店であることが消費者に分かるよう、申込後に配布する「のぼり旗」等を店舗に掲示してください。

【連絡先】 串間市商工観光スポーツランド推進課 商工係  
TEL 55-1127 FAX 72-6727

串間市商工観光スポーツランド推進課 商工係宛  
(FAX 0987-72-6727)

申込期限 2月16日(月)

## 串間市物価高騰対策生活応援商品券 取扱店参加申込書

令和8年 月 日

串間市物価高騰対策生活応援商品券事業の取扱店として参加します。

住 所	〒		
T E L	※この電話番号はチラシ等で公表します。	F A X	
フリガナ			
商 号 (法人は会社名)			
フリガナ			
氏 名 (法人は代表者)			
業 種			
所在地区	所在地に□をしてください <input type="checkbox"/> 【大東地区】 <input type="checkbox"/> 【北方地区】 <input type="checkbox"/> 【上町・仲町地区】 <input type="checkbox"/> 【泉町地区】 <input type="checkbox"/> 【本町地区】 <input type="checkbox"/> 【西浜・今町地区】 <input type="checkbox"/> 【本城地区】 <input type="checkbox"/> 【都井地区】 <input type="checkbox"/> 【市木地区】		
取扱店リストに記載 する商号・支店名 (上記と同じ場合は不要)	※支店がある場合、電話番号と所在地区を参考に地区名も記載ください		
口座登録について	<input type="checkbox"/> 前回の事業(物価高騰対策応援商品券事業)の時に登録した口座と同じ口座を使用 <input type="checkbox"/> 新規に登録 ※前回の事業(物価高騰対策応援商品券事業)に参加されていない事業者様は新規登録となります。 ※新規登録の場合は別途口座登録のための申請用紙を送付いたします。		

### 誓 約 書

当事業所は、上記取扱店参加を申し込むにあたり、申込内容及び下記事項に相違ないことを誓約します。

- ◆「串間市物価高騰対策生活応援商品券」の取扱概要・内容を尊守すること。
- ◆商品券の目的に反する不正行為を行わないこと。
- ◆自店で受け取った商品券を二次使用しないこと。
- ◆不正行為が確認された場合には、換金の中止や不正による被害相当額の返還等を求められることがあること。

事業所名

代表者名